

6 松 監 第 2 7 号
令和7年2月28日

松浦市長 友 田 吉 泰 様
松浦市議会議長 宮 本 啓 史 様
松浦市教育長 黒 川 政 信 様

松浦市監査委員 丸 田 久 永
松浦市監査委員 和 田 大 介

令和6年度（後期）定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年度（後期）定期監査結果報告

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象 産業振興課・文化観光課・上下水道課・学校教育課・教育総務課 生涯学習課・文化財課

3 監査の期間 令和6年10月7日～令和7年1月31日（117日間）

4 監査の範囲及び方法

監査の実施にあたっては、松浦市監査基準に基づき、令和5年度における財務に関する事務の執行等が、法令等に基づき適正かつ効率的に行なわれているか、あらかじめ提出を求めた関係資料等を検査照合し、必要に応じて担当職員からの説明を聴取するなどの方法により行った。

【共通事項】

- （1）使用料に係る収入事務
- （2）補助金事務
- （3）委託料・使用料及び賃借料・修繕料に係る随意契約事務
- （4）行政財産目的外使用許可状況
- （5）現金等保管状況
- （6）その他

5 監査の着眼点

- （1）予算の執行は、計画的に行われているか。
- （2）事務処理で法令等に違反するものはないか。
- （3）調定及び納付書等は適正に作成、整備されているか。
- （4）契約書等関係書類は整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- （5）随意契約における理由及び見積徴収は適正か。また、1者特命随意契約の合理性は明確になっているか。
- （6）公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- （7）補助金額等は、関係規程又は合理的な基準に基づいているか。

6 監査の結果

（1）総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、概ね適正に行われていると認められるが、次のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられた。指摘した事項については、必要な措置を講じるとともに、軽微な事項として口頭により指導し、記載を省略した事項にも留意の上、適正な事務の執行に努められたい。

（2）指摘事項等

監査基準に基づく指摘事項、指導事項の区分に際しては、同じような内容であっても繰り返し複数処理されている場合には内部統制上の問題として指摘事項とし、図らずも起きた

単発的な案件については指導事項に分類している。

ア 使用料に係る収入事務

【指摘事項】

体育施設使用料について、松浦市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第6条で「市スポーツ協会が主催する行事に使用する場合」及び「社会教育関係団体がその目的のために使用する場合」は参加料を徴収しない場合に減免できる規定が設けてあるが、参加料を徴収しているにも関わらず減免しているものが見受けられた。

(生涯学習課)

イ 補助金事務

【指摘事項】

(ア) 松浦市学校適応指導教室遠距離通級費補助金において、松浦市学校適応指導教室遠距離通級費補助金交付要綱第5条に、補助金の交付申請は「対象月の翌月10日までに申請しなければならない。」と規定されているが、期限を過ぎて申請されているものが多数見受けられた。

(教育総務課)

(イ) 松浦市小中学校音楽会開催費補助金及び松浦市小学校陸上競技連盟補助金について、松浦市事務決裁規程別表で1件50万円を超え200万円までの補助金交付決定は総務課長の専決事項とされているが、所属長の専決事項として処理されているものがあった。

(学校教育課)

(ウ) 松浦市文化・スポーツ振興基金対象事業において、採択申請書等審査関係書類が保管されていないものや採択通知書、補助金実績報告書、補助金等確定通知書がないものが多数見受けられた。松浦市補助金等交付規則に基づき適正に処理されたい。

(生涯学習課)

【指導事項】

(ア) 松浦市下水道終末処理場周辺地域振興対策費補助金交付規程第7条で「実績報告書の提出期限は事業の完了した日から30日以内とする」と規定しているが、完了日から30日を超えて提出されたものが見受けられた。

(上下水道課)

(イ) 第21回松浦水軍まつり開催事業補助金において、実績報告書の事業決算書が「決算見込み」となっていた。確定した決算書をもって交付確定とするよう処理されたい。

(文化観光課)

(ウ) 松浦市学校保健会事業費補助金及び教科研究補助金において、松浦市補助金等交付規則第7条で「補助金等の交付の決定をしたときは、補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない」と規定されているが、補助金等交付決定通知書を交付していないものが見受けられた。

(学校教育課)

(エ) 実績報告書の関係書類に領収書控と記載しているにもかかわらず、領収書控を添付していないものが見受けられた。

(生涯学習課)

ウ 委託料・使用料及び賃借料・修繕料に係る随意契約事務

【指摘事項】

- (ア) 松浦市財務規則第96条第1項で「監督の職務を行う職員は、原則として検査を行う職員と兼ねることができない」と規定しているが、監督職員が検査員を兼ねているものが見受けられた。(産業振興課)
- (イ) 福島地区浄水場機械設備保守点検業務において、請書及び見積書の日付が空欄のものを受付けていた。(上下水道課)
- (ウ) 実施伺の起案日が契約締結日より後の日付となっているものが見受けられた。(学校教育課)
- (エ) 実施伺に1者随意契約理由が記載されていないものがあった(文化観光課)
- (オ) 見積書が提出期限後に提出されているものが見受けられた。(教育総務課)
- (カ) 契約の締結については、松浦市財務規則第90条第1項で「落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約書を作成させなければならない」と規定されているが、7日を超えて作成しているものが多数見受けられた。(学校教育課)
- (キ) 契約書に収入印紙の貼付漏れと思われるものが見受けられた。印紙税の課税文書に該当するかどうかについては個々の契約内容に照らして判断し、必要に応じて所轄税務署へも確認を行い、相手方に対して印紙税法を遵守するよう指導されたい。(教育総務課)
- (ク) 随意契約理由に係る適用条項について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当しないものを第1号該当とし、予定価格調書の作成を省略しているものが複数見受けられた。(上下水道課・学校教育課・教育総務課)
- (ケ) 修繕における請書の消費税額が誤って記載されていた。(文化財課)
- (コ) 業務委託契約において、契約締結伺のないものが見受けられた。(生涯学習課)
- (サ) 明らかに新しく購入していると思われる草刈り機について、備品購入として処理すべきものを取替修繕として処理しているものが見受けられた。(生涯学習課)

【指導事項】

- (ア) 業務委託の完了報告において、完了報告書に記載のある添付書類が漏れているものが見受けられた。(産業振興課)

- (イ) 実施伺に1者見積徴収理由の項目及び適用条文「市財務規則第86条第4項ただし書の規定による」の記載がないものがあった。
(産業振興課・上下水道課・学校教育課・教育総務課)
- (ウ) 契約締結伺に契約保証金免除とする根拠規定及びその理由が記載されていないものがあった。
(産業振興課・文化観光課・上下水道課)
- (エ) 実施伺の契約方法に「地方自治法第167条の2第1項第1号及び市財務規則第86条第4項ただし書きにより」としているものがあったが、同項ただし書きは1人の者から見積書を徴することをもって足りるものとする1者見積徴収理由であるため適用条文は適正に記載されたい。
(文化観光課)
- (オ) 1者随意契約をする理由に安価に契約できているが、何と比較して安価なのか明記されていない。理由を具体的に記載されたい。
(文化観光課)
- (カ) 会計事務の手引きにおいて随意契約理由の根拠規定は「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とそれ以外の号が両方該当する場合は、第1号優先とあるため、適正に処理されたい。
(上下水道課・学校教育課・教育総務課・文化財課)
- (キ) 前金払がない契約にもかかわらず、契約書の約款の条文が一部削除されていないものや、契約保証金を免除としているもので契約書の約款の条文が削除されていないものが見受けられた。
(上下水道課・生涯学習課)
- (ク) 実施伺に実施理由の記載のないものが見受けられた。
(学校教育課)
- (ケ) 競争入札の原則によらない随意契約は、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当するものが根拠規定であるが、実施伺において随意契約とする理由に「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きにより」と誤った根拠規定が記載されているものが見受けられた。同条ただし書きは1人の者から見積書を徴することをもって足りるとした根拠規定である。関係法令等に基づき適正に処理されたい。
(学校教育課・教育総務課・生涯学習課)
- (コ) 実施伺に見積予定価格の記載のないものが見受けられた。
(教育総務課)
- (サ) 修繕の契約において、契約保証金を免除としているが、契約締結伺に保証金免除となる適用条項とその理由の記載のないもの及び契約約款について不要な条文が削除されていないものが見受けられた。
(教育総務課)
- (シ) 業務委託完了後に完了報告書が提出されていないものが見受けられた。
(学校教育課)

(ス) 修繕伺において、期間を要するものは執行予定日に開始予定日と完了予定日を記載することとなっているが、完了予定日のみ記載していたものが多数見受けられた。
(文化財課)

(セ) 業務委託において、事業計画書と実績報告書がないものが見受けられた。
(生涯学習課)

(ソ) 50万円を超える修繕で、会計事務の手引きに規定しているにも関わらず、監督職員決定通知がされていなかった。
(上下水道課)

(タ) 業務委託の完了報告書の内容について、事業計画書と同様のものが見受けられた。
実施した事業成果を報告させるよう指導されたい。
(教育総務課)

【検討事項】

観光花木等維持管理業務において、松浦市シルバー人材センターを1者随意契約とする理由が列記されていたが、その理由が妥当であるか検討されたい。
(文化観光課)

エ 行政財産目的外使用許可状況

【指導事項】

(ア) 4月1日付の使用許可で使用料算定根拠に係る固定資産評価証明書の取得日が許可日以降となっているものが見受けられた。
(上下水道課)

(イ) 使用料は免除ではあるが、算定根拠となる土地及び家屋の評価証明書の取得日が許可日以降の日付になっていた。
(文化財課)

オ 現金等保管状況

適正に保管されていた。

カ その他

【検討事項】

市内小中学校における毒劇物の保管状況を立入調査した際、築年数が古い市内中学校1校において薬品保管室の老朽化が進み、室内への雨漏りが見受けられた。

室内で保管されている薬品の中には、雨漏りの水と反応し発熱するものや可燃性・有毒ガスを発生させるものもあり、事故の発生が危惧されることから、早急に対応を検討されたい。
(学校教育課)